



# にしはら

2014 No.508  
**6**

## 西原町役場新庁舎 落成



「西原町新庁舎落成式典」では、西原保育園の園児も参加してくす玉を開披しました。

### 町の世帯・人口 平成26年 4月30日現在

男	17,610人
女	17,531人
計	35,141人
世帯数	13,599世帯

### 今月のトピックス

- まちの財政事情(平成25年度下半期) ..... 2
- さわふじ未来ホールこけら落とし公演 ..... 3
- 国民健康保険特別会計が危ない! ..... 4
- みんなで受けよう集団健診 ..... 6
- 児童手当現況届の提出 ..... 8
- 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金 ..... 9
- 女性のがん検診のお知らせ ..... 16
- 平成26年度 町県民税の納付 ..... 17
- 6月は環境月間です ..... 18
- 下水道接続工事の補助金(平成26年度) ..... 20
- 貯水槽(水タンク)の管理について ..... 21
- 町道棚原徳佐田線の道路廃止(通行止め)について ..... 22

## 平成26年度 西原町平和月間

6月1日～6月30日

西原町では6月を「平和月間」と位置付けています。期間中は、平和事業の重点的施策推進(西原町平和条例)と相互の関連性を持たせ、住民、地域、学校、大学、企業、行政及び関係団体が一体となって事業を推進します。

### 西原町平和音楽祭2014

入場無料

～未来へつなぐ平和への想い～

日時: 6月23日(月)午後6時  
会場: 西原町運動公園 交流広場  
(※雨天時は中止となります)  
主催: 西原町



司会: 當銘直美



読みあいネットワーク喜楽星7・稲福早百合



ARIA



海勢頭豊

お問い合わせ 総務部企画財政課 地域振興係 ☎ 945-4533

### 平和講演会&資料展・講座

#### 町立図書館

入場無料

開館10周年記念 平和講演会

「命どう宝」

日時: 6月14日(土)14:00～15:30  
場所: 西原町立図書館 2階集会室  
講師: 崎原真弓氏 (スーパーガイド・おもてなしアドバイザー)



崎原真弓氏

#### 平和資料展

日時: 6月12日(木)～29日(日)  
お問い合わせ: 西原町立図書館 ☎ 944-4996



高江洲善清氏

#### 中央公民館

#### 沖縄戦の写真・パネル・遺品展

戦争とくらし、沖縄戦の記録、沖縄戦の記録写真

日時: 6月2日(月)～30日(月)  
以下の3日間は、沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」の高江洲善清氏による説明を受けながら見学ができます。  
※団体利用は要予約 6月6日(金)、11日(水)、16日(月)10:00～12:00

#### 平和月間講座(沖縄戦後～現在まで) ※事前に申し込みが必要です。

日時: 6月12日(木)～7月10日(木) ※全5回、毎週木曜日 14:00～16:00

開催日	タイトル	講師
6月12日	沖縄戦とはどんな戦争だったか	沖縄県歴史教育者協議会委員長 平良宗潤
6月19日	島に上る月(沖縄戦全史小説)～沖縄戦の記録・証言～	作家 与並岳生
6月26日	戦後の金融機関の復興について	元琉球銀行与那原支店長 大城磯雄
7月 3日	取材からみえたもの	琉球新報記者 座波幸代
7月10日	沖縄の米軍基地問題と平和について考える	沖縄の自然保護活動家 伊波義安

お問い合わせ 町中央公民館 ☎ 945-3657



さわふじのまち、西原町の未来が詰まったホール

# さわふじ未来ホール こけら落とし公演

7月6日(日) 開演 14:00 開場 13:30

## 琉球古典音楽・舞踊 「寿ぬ歌と踊り」

- 演目** 1.長者の大主 2.古典舞踊 若衆ぜい 3.古典舞踊 上り口説 4.古典舞踊 作田  
5.創作舞踊 耀の鳩間節 6.雑踊り 谷茶前(休憩) 7.古典音楽斉唱(揚作田節・東里節・赤田花風節・そんばれ節・鶴亀節) 8.古典舞踊 四つ竹 9.創作舞踊 梅の香り 10.雑踊り 収納奉行  
11.古典舞踊 高平良万歳 12.創作舞踊 馬山川 13.雑踊り 黒島口説

7月13日(日) 開演 17:00 開場 16:30

## 民謡 「わが町の祝え揃ていあしば」

- 演目** 1.幕開け(祝い節・安波節) 2.斉唱(繁昌殿内・ばちくおい節) 3.斉唱(酒田川・ワイド宮古島)  
4.舞踊(銭掛の花) 5.斉唱(春の唄・寿の館) 6.斉唱(南国夢の島・ちばり節)  
7.斉唱(汗水節・県道節) 8.合唱(ヤッチー・沖繩音頭) 独唱(門たんかー・シューラー節)  
9.特別出演(小那覇エイサー) (休憩) 10.中幕(鶴亀節・なりやまあやぐ) 11.斉唱(伊計離り節・与勝海上めぐり) 12.斉唱(我した生り島・与那原の浜) 13.独唱(小浜節・緑の沖繩島・物知り節)  
独唱(門たんかー・シューラー節) 14.舞踊(太鼓ばやし) 15.斉唱(うりずんの唄・木綿花節)  
16.斉唱(城の前節・永良部恋唄) 17.合唱(守礼の島・村興し節) フィナーレ...めでたい節

7月20日(日) 開演 14:00 開場 13:30

## 新作組踊 「内間御鎖金丸」

- 演目** 第1部 1.古典舞踊 若衆こてい節 2.古典舞踊 かせかけ 3.古典舞踊 ぜい(休憩)

第2部 新作組踊『内間御鎖金丸』

主催 西原町教育委員会・西原町文化協会

- ※ 入場は無料ですが、入場整理券が必要です。
- ※ 6月10日(火) 午前9時から、入場整理券の配布を開始します。
- ※ 整理券を希望される方は直接、教育部生涯学習課の窓口までお越しください。先着順です。あらかじめご了承ください。(お一人さま2枚限りです)

さわふじ未来ホール 一般供用・予約受付について

## 西原町民を対象に、優先予約中です

さわふじ未来ホールの一般供用・予約受付を6月2日から始めています。西原町民を対象に、6月30日まで優先予約を行っています。随時、施設は見学可能です。教育部生涯学習課の窓口まで、直接お越しください。  
※ 5名以上での見学の場合は、事前に連絡をお願いします。

〔西原町民とは〕 町内に在住、在勤、在学している者、または西原町内に営業所・代理店等を設けている者

【受付場所】 教育部生涯学習課(西原町町民交流センター1階・運営事務局)

【受付時間】 毎週月曜日から金曜日 9:00~17:00

【受付期間】 下記の期間で、予約を受付中

さわふじ未来ホール、各楽屋、和室、リハーサル室	平成26年8月1日から12月28日までの間 (5か月)
中ホール、ブレイルーム、センター会議室、町民広場及び町民ギャラリー	平成26年8月1日から9月30日までの間 (2か月)

- ※ 休館日は、毎週火曜日及び12月29日から翌年1月3日までの間です。
- ※ 7月からは、町外も対象に予約受付を開始します。
- ※ 詳細につきましては、運営事務局(センター係)までお問い合わせください。

お問い合わせ 教育部生涯学習課(運営事務局) ☎945-5036



# まちの財政事情

(平成25年度下半期)

平成26年3月31日現在のまちの財政事情を公表します。  
なお、詳しい財政事情は、西原町ホームページからご覧になれます。

[ トップページ(左側・西原町役場のご案内) > 財政 > 平成25年度 > 平成25年度財政事情書(下半期) ]



## 各会計の予算執行状況

会計名	予算額	収入済額	収入率	支出済額	執行率	
一般会計	129億9,943万円	107億2,472万円	82.5%	117億718万円	90.1%	
国民健康保険特別会計	56億7,691万円	35億5,562万円	62.6%	52億6,056万円	92.6%	
土地区画整理事業特別会計	5億1,683万円	3億1,582万円	61.1%	2億4,256万円	46.9%	
公共下水道事業特別会計	7億9,519万円	5億7,181万円	71.9%	7億4,869万円	94.1%	
介護保険特別会計	18億7,761万円	18億4,689万円	98.3%	17億1,725万円	91.4%	
後期高齢者医療特別会計	1億8,611万円	1億7,889万円	96.1%	1億6,480万円	88.5%	
水道事業	収益的収入	8億6,523万円	8億5,386万円	98.7%		
	収益的支出	8億3,244万円			8億503万円	96.7%
	資本的収入	2,178万円	2,154万円	98.9%		
	資本的支出	1億1,824万円			1億159万円	85.9%

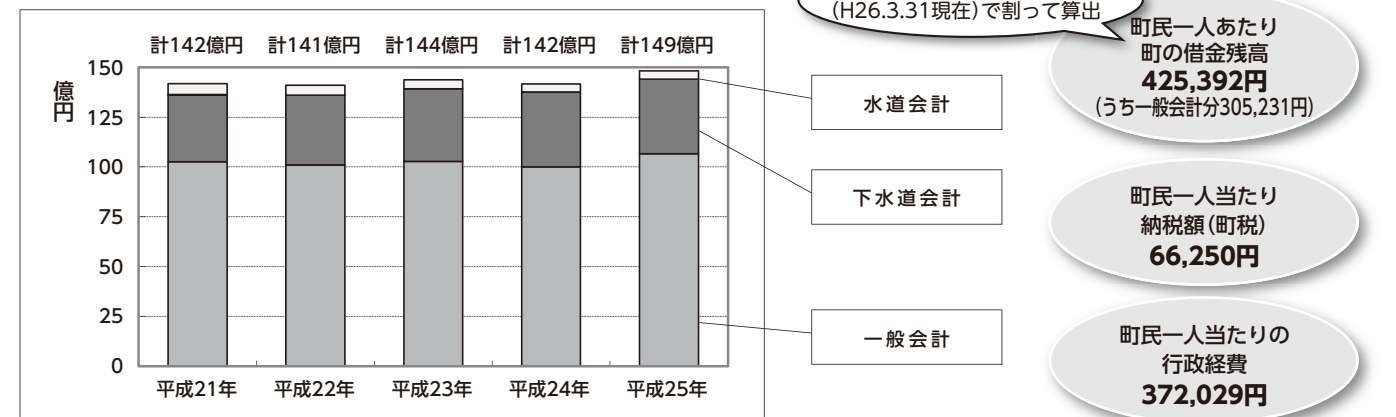
予算額に対する収入済額の比率です

予算額に対する支出済額の比率です

※最終的な決算は5月末です。

## 町の借金残高の状況

(各年度3月31日現在)



## 町の財産の状況

(各年度3月31日現在)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	前年度比
土地	486,714㎡	499,067㎡	498,966㎡	498,966㎡	532,766㎡	↗
建物	66,533㎡	66,533㎡	66,533㎡	66,533㎡	66,612㎡	↗
基金	18億8,434万円	16億1,442万円	16億7,217万円	13億5,278万円	14億4,751万円	↗
債権	9億9,654万円	9億5,216万円	8億5,745万円	7億6,275万円	6億6,804万円	↘
有価証券	2,171万円	2,171万円	2,171万円	2,171万円	2,171万円	↔
出資等による権利	1億5,703万円	1億5,716万円	1億5,776万円	1億5,776万円	1億5,776万円	↔
車両	42台	44台	48台	52台	59台	↗

お問い合わせ 総務部企画財政課 財政係 ☎945-4533



# このまま国民健康保険税を支払わずにいると...どうなるの??

保険税のお支払い(または納付相談)がない場合、地方税法に基づく滞納処分を行います。

## ● 地方税法に基づく滞納処分とは？

財産(給与、預貯金、不動産、自動車など)の差押を行うことです。

<b>自動車の タイヤロック</b> 	<b>不動産の差押 →公売</b> 	<b>金融機関への 調査</b> 	<b>勤務先調査 →給与差押</b> 	<b>家財道具などの 差押→公売</b> 
---	--	---	--	---

## 納付が厳しい場合は早めにご相談を！

- 納めたくても、事業の経営が厳しくて通知書通りの支払いができない...
  - 受け取った給料は少なくはないが、生活費や子どもの教育費、ローンの支払いがあり、保険税まで支払う余裕がない
- などの理由で納付が困難な方は、そのままにせず、早めにご相談ください。



### 国保はみなさんが納めていただく保険税に支えられています。

西原町の国民健康保険事業は、主に保険税で運営していました。しかし、高齢化に伴う医療費の急激な増加と不況の影響などで納付困難な世帯が増えたことから、平成16年度から毎年赤字が続いています。これらの赤字は保険税以外(町税等)の収入で補って、なんとかやりくりしているところですが、つまり、きちんと税金を納めている方々が、保険税を滞納している方の分も負担するという不公平感が起きています。

この不公平感をなくすためにも、今後、国保税の徴収を強化していかなければなりません。ご理解と自主納付のご協力、よろしくお願いたします。

## すぐに見える、みんなで見える、医療費削減のコツ！

### ジェネリック医薬品を利用しましょう

病院や薬局からもらうお薬には、新薬(先発薬)のほかに成分や効き目が同等で低価格の後発医薬品(ジェネリック医薬品)があります。

ジェネリック医薬品を利用すると、医療費の総額や自己負担が安くなります。受診のとき、お医者さんにジェネリック医薬品を処方してもらうよう申し出て、ジェネリック医薬品の利用促進を心がけましょう。

### 重複受診をやめましょう

ひとつの病気で複数の病院を受診したり、同じ箇所の治療で柔道整復やはり・きゅう等の施術を過剰に受けるのは、医療費の高騰を招くだけでなくかえって体に負担をかけてしまう場合があります。お医者さんと相談して、適切な受診をお願いします。

### 年に一度は健康診断を受けましょう

特定健診や職場健診を受診し、自分の体のことを把握しましょう。必要に応じて保健指導や早期治療を受けるなど、生活習慣病などを予防しましょう。



お問い合わせ 福祉部健康推進課 ☎ 945-4791

# 国民健康保険特別会計が危ない!

平成25年度決算見込み

累計赤字  
13億円

## 危ない! ◆◆ 増え続ける赤字 ◆◆

毎年、厳しい財政状況が続いている国民健康保険特別会計(国保会計)では、平成16年度から平成25年度まで連続の赤字となっています。平成25年度決算では、約13億2千万円の累積赤字の見込みです。さらに、今後も厳しい状況が続くと見込まれています。



## 危ない! ◆◆ 赤字の主な原因は ◆◆

- ① 高齢化の進展や生活習慣病などにより、医療費が年々増加しています。
- ② 長引く経済不況により、保険税収入額が減少しています。
- ③ 医療制度改革による交付金等の減少などが、主な原因となっています。



## 危ない! ◆◆ 赤字解消に向けて ◆◆

- 赤字の増大は、国保会計だけでなく西原町の財政全体に大きな影響を及ぼします。近年では、一般会計から平成22年度に2億円、平成23年度に1億円の法定外繰入を実施し、累積赤字の削減を図りました。しかしながら、その後も平成24年度決算で約2億3千万円の単年度赤字、平成25年度決算で約3億5千万円の単年度赤字が出ています。今後も町民のみなさまの納期内納付や医療費抑制へのご理解、ご協力をお願いします。今後も引き続き、
- ① 滞納整理等を強化し、収納率の向上を図ります。
  - ② 特定健診や特定保健指導、レセプト点検等を強化し医療費適正化を図ります。
  - ③ 保険税の見直しを検討します。



## ※※ 国保加入のみなさんへお願い ※※

保険税の納税は納税者の義務です。忘れずに納期限内に収めましょう。お支払いは、便利な口座振替をご利用ください。

特定健診、特定保健指導を受け、生活習慣病などを予防しましょう。また、各種がん検診も積極的に受診しましょう。

重複受診やコンビニ受診などはやめましょう。ジェネリック医薬品を使用するなど、医療費の節減にお役立てください。

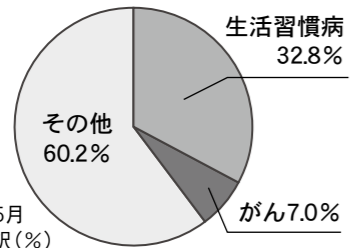




保健師  
だより

# 医療費から分かる! 西原町の健康状態!

西原町の国保1か月医療費  
(40~59歳)  
総額: 63,435,000円



平成25年5月  
医療費内訳(%)

みなさん、西原町の国民健康保険(国保)における1か月の医療費がいくらかかっているかご存知ですか?

左の円グラフは、西原町で国保に加入している40歳から59歳の方の医療費の内訳です。働き盛りの比較的若い世代でも、すでに生活習慣病やがんにかかる傾向が見られ、全体の約4割、金額にして1か月で約25,194,000円かかっています。

## 生活習慣病は予防可能な病気です

予防可能である生活習慣病に多くの医療費がかかっていることが、国保会計を圧迫している一因となっています。



## 生活習慣病予防の第一歩! あがりティーダウオーキング

生活習慣病予防のために、ウォーキングを始めてみませんか?

西原町では、毎月あがりティーダウオーキングを開催しています。6月からは、開催日が毎月第2火曜日に変更となります。約3kmのコースを40分ほどかけて歩きます。生活習慣病予防のために何か運動を始めたい、ウォーキングに興味があるけどなかなか一人では始められないという方。一緒にウォーキングをしましょう♪どなたでも気軽に参加できる、無料のウォーキング教室です!



日時: 6月10日(火) 19:00~21:00 場所: 西原町民陸上競技場

お問い合わせ 福祉部健康推進課 保健予防係 ☎945-4791

# 災害時の避難に不安のある方は、災害時要援護者台帳への登録を!

## ●災害時要援護者台帳とは・・・?

災害時に自分の力だけでは避難等に不安のある方(要援護者)が、避難を支援していただく方(支援者)と一緒に登録するもので、災害のときに活用します。

## ●対象者は・・・?

- 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 療育手帳の交付を受けている方
- 70歳以上の高齢者のみの世帯の方
- 認知症高齢者
- 介護保険の要介護認定を受けている方



※上記以外の方でも、災害時の避難に不安のある方は申請することで、災害時要援護者として登録することができます。

## 登録を希望する方は・・・

申込書の提出が必要です 要援護者自身で申し込むほか、家族からの申し込みも可能です。  
(ただし、本人の同意が必要です)

「地域支援者」を決めていただきます。

要援護者の普段からの見守りや、災害時に一緒に避難したり、安否確認などの支援をしていただく方を決めていただきます。そのため、隣近所の方々をお願いするのが理想です。

※地域支援者は決して責任を伴うものではありません。

日頃からよい近所付き合いを心がけ、できる範囲での支援をお願いするものです。



※申込み等で分からないことがありましたら、福祉部福祉課社会福祉係、または地域の民生委員、自治会長にご相談ください。

【お問い合わせ】 福祉部福祉課 社会福祉係 ☎945-5311



# みんなで 受けよう 集団健診 送迎車が巡回します!

平成26年度の集団健診(特定健診)が、今月からスタートします!

## 今年度は、全ての行政区の対象者の健診を西原町役場の新庁舎にある西原町保健センターで実施しますので、ご注意ください。

集団健診会場である西原町役場新庁舎の西原町保健センターまで送迎車が巡回します。会場までの交通手段がない方は、ぜひ送迎車をご利用ください。

※送迎車は平日に開催する集団健診のみ運行します。土曜、日曜に開催する集団健診は、全行政区が対象となるため、送迎車の運行はありません。ご了承ください。

なお、6月の集団健診日程と送迎車の運行時間・待合場所については、下記のとおりです。

●集団健診会場: 西原町役場新庁舎 西原町保健センター ●健診受付時間: 8:00~10:00

送迎車の運行時間: (行き) 各自治会公民館等⇒西原町役場新庁舎 7:30~10:00

(帰り) 西原町役場新庁舎⇒各自治会公民館等 10:00~13:30

※送迎車は常に巡回しているため、待合場所への到着時間は不定期となります。待合場所に送迎車がない場合は、その場でしばらくお待ちください。

## 6月の集団健診日程

月 日	曜 日	対象行政区	送迎車の待合場所
6月4日	水	小橋川	小橋川公民館
		内間	内間公民館
		県営内間団地	内間団地自治会事務所
		掛保久	掛保久公民館
		嘉手苺	嘉手苺公民館
		小那覇	小那覇公民館
6月9日	月	小波津	小波津集落センター
		小波津団地	小波津団地自治会事務所
		西原ハイツ	西原ハイツ自治会事務所
		池田	池田事務所入口、池田ハイツ集会所
		県営西原団地	西原団地自治会事務所
6月20日	金	翁長	翁長公民館
		呉屋	呉屋自治会コミュニティセンター
		平園	九区児童公園裏の進入路
		美咲	美咲公民館
		安室	安室公民館
		桃原	桃原公民館
6月29日	日	全行政区	送迎車の運行はありません

6月29日の日曜健診は、予約を受け付けます!!

予約を希望する方は、福祉部健康推進課の窓口で、または電話でお申し込みください。

予約受付期間: 6月20日(金)まで

予約受付時間: 9:00~17:00(土日、祝日、12:00~13:00は除く)

※予約の際は、お手元に保険証と受診券を準備してご連絡ください。

【お問い合わせ】 福祉部健康推進課 保健予防係 ☎945-4791

# お知らせします。2つの給付金。

## 臨時福祉給付金

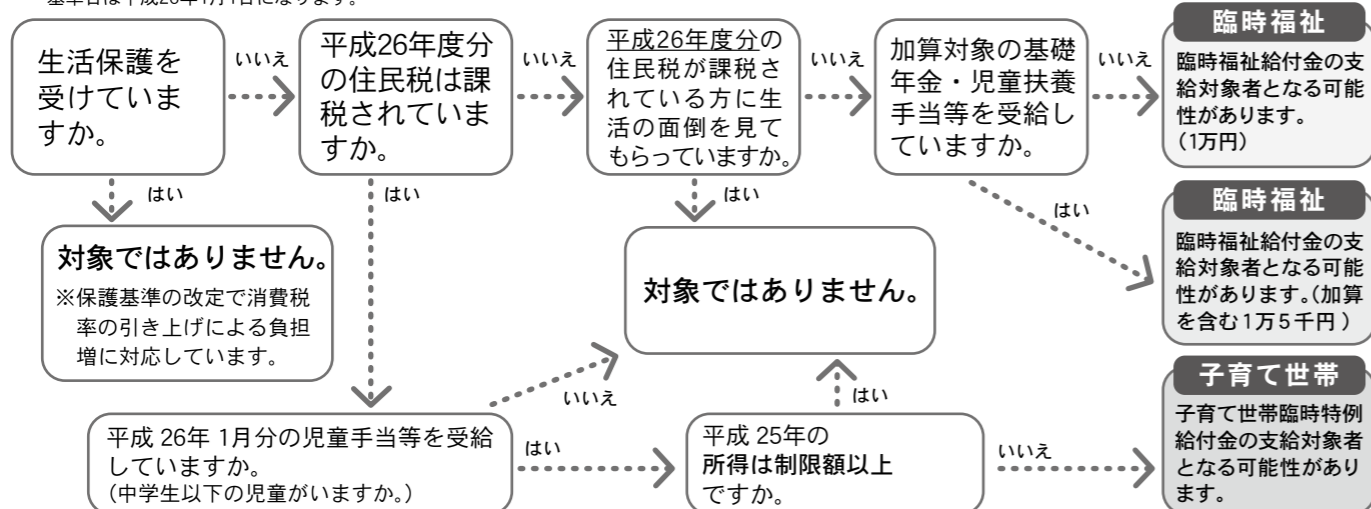
消費税率の引上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施します。

## 子育て世帯臨時特例給付金

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えをはかる観点から、臨時的な給付措置として実施します。

### 対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日になります。



※このチャートはあくまで一般的な場合を想定しています。ご不明な点は福祉部福祉課または厚生労働省までお問い合わせください。

### 申請方法

- 申請先：福祉部福祉課 社会福祉係「臨時福祉給付金」窓口  
子育て支援係「子育て世帯臨時特例給付金」窓口  
平成26年1月1日時点で、西原町に住居票がある方が対象です。
- 申請期間：平成26年7月～9月予定（詳細は、追ってご案内します）
- 提出書類：申請書（対象となる方に、通知を郵送します）

本人確認書類  
住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し  
指定した口座が確認できる書類  
金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳やキャッシュカードの写し  
「子育て世帯臨時特例給付金」：児童手当の受取口座を指定する場合は、これらの確認書類は不要です。

### 給付金の受取方法

- 申請書に記載した指定口座に入金されます。  
※金融機関口座を持っていないなど、振込みによる支給が困難な場合には窓口で受け取ることができます。

### ご注意

- 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。
- 原則として、申請期間外の申請や平成26年1月1日時点で西原町に住居票がない方の申請は受け付けられません。ご注意ください。
- 申請期間などは、各市区町村により異なります。西原町以外が申請先となる方は、事前にその市区町村にお問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。
- 高齢基礎年金など、臨時福祉給付金の加算対象の年金・手当等の裁定等の請求が可能で、まだ行っていない方は、平成26年9月30日までに裁定等の請求を行う必要があります。

### お問い合わせ

- 申請方法に関するお問い合わせ  
西原町役場「臨時福祉給付金」窓口（社会福祉係）「子育て世帯臨時特例給付金」窓口（子育て支援係） 電話：945-5311
- 制度に関するお問い合わせ  
みないきゆうふ  
厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル：0570(037)192

「臨時福祉給付金」（簡素な給付措置）や「子育て世帯臨時特例給付金」の  
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。  
ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））に御連絡ください。

## 平成26年度 児童手当現況届の提出について

児童手当を受けている方は、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認するために、6月中旬に「現況届」の提出が必要です。提出がないと6月以降の手当の振込みができなくなりますので、必ず期限内に提出してください。

1. 受付日時 6月11日（水）～19日（木）  
9:00～11:30 13:30～16:30（ただし土日を除く）  
※ 12:00～13:00まではお昼休みとなっているため受付できません。
2. 受付場所 西原町役場新庁舎 西原町町民交流センター会議室（1階 教育部生涯学習課隣）
3. 持参するもの

- ・現況届通知書
- ・受給者の印鑑（シャチハタ印では受付できません）
- ・厚生年金等加入の方は、『受給者（保護者）の保険証の写し』

窓口で手続き  
お願い  
いたします。



4. その他
  - ・養育している18歳未満の児童が町外に住んでいる場合、その児童の住民票謄本（本籍・続柄の記載があるもの）
  - ・平成26年1月2日以降に西原町に転入した方（配偶者も含む）は、前市町村で発行された『平成26年度児童手当用所得証明書』（配偶者が受給者の扶養に入っている場合、配偶者の分は不要）
  - ・必要に応じて提出していただく書類がある場合があります。（外国人の方、配偶者が公務員の方等）

### 平成26年度児童手当現況届受付日程表

日時	行政区名	日時	行政区名
6月11日（水）	平園・兼久	6月17日（火）	幸地ハイツ・西原台団地 徳佐田・森川・千原・上原
6月12日（木）	掛保久・嘉手苺・西原ハイツ 小那覇・安室・県営西原団地	6月18日（水）	翁長・小橋川・内間 県営内間団地・坂田
6月13日（金）	県営幸地高層住宅・幸地 県営坂田高層住宅・棚原	6月19日（木）	与那城・美咲・我謝・東崎
6月16日（月）	桃原・池田・小波津団地 小波津・呉屋・津花波		※ 混雑を避けるため、できるだけ指定日にお越しください。

【ご注意】対象者に対しては個別通知していますが、まれに、通知書が届かないという問い合わせがあります。届出は必ず必要となりますので、受給者は窓口で手続きしてください。

お問い合わせ 福祉部福祉課 子育て支援係 ☎945-5311

## 6月10日は、児童手当の振込日です！

6月10日は児童手当の支給日となっています。通帳を記帳し、ご確認ください。また、振込先に指定した口座を解約した場合は、手当の振り込みができなくなりますので早めにご連絡ください。

電話での支給状況の問い合わせについては、個人情報保護の観点からお答えできませんのでご了承ください。

★通帳への記載（例）（金融機関によって、記載内容等が異なる場合があります。）

	お支払い金額	お預かり金額	差引残高
25-6-10	ニシハラチョウ(ジドウテアテ)	○○○○○	○○○○○

児童手当（平成26年2月～5月分）  
\* 6月10日振込予定です。

お問い合わせ 福祉部福祉課 子育て支援係  
☎945-5311



# 保育所へ入所されたみなさまへ～保育料についてのお知らせ～

## 保育料の見直し(本算定)

4月からの保育料は、1月から2月の間に提出していただいた源泉徴収票や確定申告書に基づき算定を行っていますが、あくまでも**仮算定**となっています。  
 毎年6月の住民税確定に伴い、保育料の見直し(本算定)を行います。仮算定保育料と本算定保育料に相違があった場合、4月にさかのぼり保育料の変更が生じる場合があります。  
 下記に該当する方は、保育料変更の対象となることがありますので、あらかじめご了承ください。なお、保育料が変更となる方に対しては、再算定後に変更通知を送付する予定です。

### ◆ 保育料変更の可能性がある世帯 ◆

- ☆ 源泉徴収票、確定申告書のいずれも未提出の方
- ☆ 提出していない源泉徴収票がある方(複数の会社等から収入がある方など)
- ☆ 不動産所得等、源泉徴収票に記載されていない事実があり、確定申告した方
- ☆ 源泉徴収票の記載額や、扶養人数等に誤りがある方
- ☆ 源泉徴収票又は、確定申告書を提出後、修正申告した方
- ☆ その他、提出した源泉徴収票と申告した金額が異なる方

## 同居者の課税額合算について

同居者(祖父母など)がいる世帯で保育料を算定する場合、基本的に入所児童の父母の所得税または住民税を基に算定を行います。しかし、**父母の収入だけで生計が成り立たないと認められる(生活保護基準額を下回る)場合は、同居者の課税額を合算して保育料を算定することになります。**ここで言う「同居」とは、実態として「一緒に住んでいる」ことを指し、世帯分離している場合も「同居」とみなされます。  
 今後の確認で父母の収入が生活保護基準額を下回ると判断した場合は、同居者の課税状況が分かる資料(源泉徴収票・確定申告書など)の提出を求め、それに基づき再算定します。それに伴って、保育料の変更が生じる場合がありますので、あらかじめご理解くださいますようお願いいたします。該当する世帯については、個別に連絡する予定です。

お問い合わせ 福祉部福祉課 保育所係 ☎945-5311

## 保健事業カレンダー

月日	曜日	事業名	対象者	実施場所	受付時間
6/4	水	集団健診	小橋川、内間、内間団地、掛保久、嘉手苅、小那覇	保健センター(新庁舎)	8:00 ~ 10:00
6/5	木	2歳児歯科健診	H23.12.1 生まれ~H24.2.20 生まれ	保健センター(新庁舎)	13:30 ~ 15:00
6/8	日	乳児一般健診(午前)★	H25.7.30 生まれ~H25.8.20 生まれ	保健センター(新庁舎)	9:00 ~ 10:30
6/8	日	乳児一般健診(午後)★	H26.1.20 生まれ~H26.2.13 生まれ	保健センター(新庁舎)	13:00 ~ 14:30
6/9	月	集団健診	小波津、小波津団地、池田、西原ハイツ、県営西原団地	保健センター(新庁舎)	8:00 ~ 10:00
6/10	火	あがりティータナイトウォーキング	関心のある方	町民陸上競技場	19:00 ~
6/12	木	3歳児健診	H23.1.8 生まれ~H23.2.10 生まれ	保健センター(新庁舎)	13:30 ~ 14:15
6/16	月	集団予防接種 (BCG)	生後3か月~1歳未満 (標準接種期間: 生後5か月~8か月)	沖縄県総合保健協会	15:30 ~ 16:00
6/18	水	女性のがん検診	子宮頸がん: 20歳以上の方 乳がん: 40歳以上で事前申込をした方	保健センター(新庁舎)	13:30 ~ 14:30
6/19	木	1歳半健診	H24.10.1 生まれ~H24.11.3 生まれ	保健センター(新庁舎)	13:30 ~ 14:15
6/20	金	集団健診	翁長、呉屋、平園、美咲、安室、桃原	保健センター(新庁舎)	8:00 ~ 10:00
6/27	金	女性のがん検診	子宮頸がん: 20歳以上の方 乳がん: 40歳以上で事前申込をした方	保健センター(新庁舎)	13:30 ~ 14:30
6/29	日	集団健診	未受診者①	保健センター(新庁舎)	8:00 ~ 10:00
7/7	月	女性のがん検診	子宮頸がん: 20歳以上の方 乳がん: 40歳以上で事前申込をした方	保健センター(新庁舎)	13:30 ~ 14:30
7/9	水	ベビースクールI	H26.1.3 生まれ~H26.3.2 生まれ	ベビースクールI	13:30 ~
7/10	木	3歳児健診	H23.2.11 生まれ~H23.3.12 生まれ	保健センター(新庁舎)	13:30 ~ 14:15
7/11	金	集団健診	幸地、幸地ハイツ、坂田、幸地高層住宅、坂田高層住宅	保健センター(新庁舎)	8:00 ~ 10:00

★生後9か月から11か月ごろのお子さんに絵本をプレゼントする「ブックスタート事業」を同時に実施しています。(対象者には個別で通知します)

## 平成26年度 保育所保育料

# 寡婦(夫)控除のみなし適用の申請について

### ①寡婦(夫)控除とは?

寡婦控除は、女性の納税者が夫と死別、もしくは夫と離婚した後に婚姻をしていない者。または夫の生死の明らかでない場合に受けられる控除のことです。控除できる金額は27万円(住民税の場合26万円)、特定の寡婦に該当する場合には35万円(住民税の場合30万円)です。

寡夫控除は、男性の納税者が妻と死別し、もしくは離婚した後婚姻をしていないこと。または妻の生死が明らかでない場合に受けられる所得控除です。控除できる金額は27万円(住民税の場合26万円)です。

### ②寡婦(夫)控除のみなし適用とは?

上記寡婦(夫)控除は婚姻していたことが条件となります。同じ「ひとり親世帯」でも、婚姻していたか否かにより、税を決定する際に控除が受けられる方と受けられない方がいるため、不公平であると考えています。保育料は、「所得税額」または「住民税の課税状況」により算定しますが、西原町では「婚姻によらずにひとり親となった方(税法上の寡婦控除の対象外の方)」に対しても、寡婦(夫)控除のみなし適用し、保育料を算定することとします。

### ③寡婦(夫)控除のみなし適用の対象者

「婚姻によらずにひとり親となった方」のうち、保育料が発生(3階層以上)している方。

- ※ 1階層または2-1階層の方は、既に保育料が免除されているため対象外となります。
- ※ 対象者となるかどうかについては、原則として、課税される年の12月31日現在の状況で確認します。(平成25年分の所得税については平成25年12月31日現在)

### ④寡婦(夫)控除のみなし適用の手続きの流れ

ステップ1: 平成26年度保育料の本算定後(6月の住民税等確定後)、福祉部福祉課窓口で「保育料減免猶予申請書」・「戸籍謄本」を提出し、申請を行います。

ステップ2: 福祉部福祉課で審査し、結果を通知します。

- ※ 対象者は平成26年度保育料の本算定後(6月の住民税等確定後)に申請を行ってください。
- ※ みなし適用を行っても保育料が減免されない場合があります。
- ※ 対象となる保育所保育料は、公立保育所及び認可保育園の保育料となります。
- ※ 保育料が減免される場合は平成26年4月にさかのぼり減免します。
- ※ 申請期限は、平成27年3月31日までです。(申請年度内に限る)

お問い合わせ 福祉部福祉課 保育所係 ☎945-5311

## 手話通訳者等派遣事業

聴覚障がい者の社会参加を促進するため、社会生活におけるコミュニケーションが必要な方々へ支援を行います。お気軽にお申し付けください。

- ★ 福祉部介護支援課の窓口で、手話通訳者を配置しています。
- ★ 日常生活などに、手話通訳者・要約筆記者を派遣しています。  
(緊急時以外は事前に申し込みが必要です。お気軽にご相談ください)

### 《手話通訳・要約筆記派遣の流れ》



1. FAX、メールまたは福祉部介護支援課の窓口で申し込み
2. コーディネーターが登録者を調整・決定
3. 派遣申請者への派遣決定のお知らせ
4. 現場で派遣申請者と通訳者等が合流

お問い合わせ 福祉部介護支援課 障害支援係 ☎945-5013 / FAX944-6551





# まちの

# 話題



## 人材育成支援を目指した 展示即売会を開催

町内の意欲ある若者を支援しているNPO法人西原町人づくり支援の会(新川武雄理事長)が主催する「第17回チャリティー展示即売会」が、4月18日から3日間、サンエー西原シティで開催されました。展示会には、西原町文化協会の会員や町内外の芸術家などの協力のもと、陶芸、書道、絵画、手工芸品などが揃い、多くの買い物客が作品を買いました。

同NPOは、図書の寄附や中学生の海外留学の支援、大学の奨励金など、若者の人材育成支援事業に取り組んでいます。この財源は会費や寄附などのほか、今回の即売会の売上の一部が当てられており、支援事業の活動に使われます。



## 小波津団地自治会で 放送機器等が整備されます

宝くじ普及広報事業の「平成26年度コミュニティ助成事業」の助成団体に、小波津団地自治会(國吉清昂会長)が決定しました。4月28日には西原町役場で決定通知式が行われ、上間明町長から決定通知書が渡されました。

小波津団地自治会では放送機器が老朽化していたため、今回の助成を活用して放送設備の整備を予定しています。



通知を受ける國吉会長(右)

## 渡久山さん、なんぶ トリムマソン大会で大奮闘

第26回なんぶトリムマソン大会の5kmコース男子視覚障がい者の部で、渡久山勇さん(字小波津、写真中央)がトリムの部、競技の部の両方で1位に輝きました。トリムの部は昨年の大会に続いて2年連続1位の快挙です。

大会の成績を上間明町長に報告した渡久山さんは「日ごろからストレッチなどで体の管理をしながらトレーニングを続けた成果。いろいろな人との出会いもあり、楽しんでいる」と語りました。また、「自分の経験や学びをいろいろな人に伝えたい」と、これからの抱負を伝えました。



## 民生委員・児童委員の塩川さん、 玉那覇さんに特別表彰

長年、民生委員・児童委員として活動してきた塩川初枝さん(写真右)と玉那覇光子さん(写真左)に対し、厚生労働大臣からの特別表彰が決定し、5月7日に西原町役場で伝達式が行われました。塩川さんと玉那覇さんはともに、平成25年11月まで21年間、民生委員・児童委員を務め、地域福祉に貢献してきました。

塩川さんは「最初は何をしていいのかわからない状態から始めたが、続けていくうちに相手に喜んでもらえることに嬉しさを感じ、やりがいのある仕事だった。地域でいろいろな人と関わりを持てたのは宝」と振り返り、玉那覇さんは「最初は不安もあったが、他の委員と認識

を高めあってきた。ここまでやってきた。周りのみなさんや家族の支えがあって、続けることができた」と感謝を述べました。



## 児童館から新1年生へ贈り物

西原町内にある3児童館で活動するファミリークラブが、4月に入学した町立小学校の新1年生の児童のために手づくりのお守りを作成しました。このお守りは子どもたちの健全育成を目的として、交通安全を祈願したもので、子どもたちが「無事におうちへ帰ってくる」ことを願って、カエルのイラストがデザインされています。

同クラブでは会員の母親を中心に、お守りを制作。町立小学校4校に383個をプレゼントしました。西原南小学校で4月15日に行われた贈呈式では、西原児童館ファミリークラブの代表者から新1年生55名にお守りが贈られました。



## 松田さん夫妻が婚姻届第1号！春陽くんが出生届第1号！

西原町役場の新庁舎の開庁日となった5月7日、松田恵・仁美さん夫妻が新庁舎での婚姻届第1号として、野村春陽くんが出生届第1号として届出されました。

新庁舎の門出の日に最初の届出者になった松田さん夫妻と春陽くんを歓迎するセレモニーが行われ、上間明町長から記念品が贈られました。

松田さん夫妻は「3月の初めごろからいつ届出を出すか話し合っていた。庁舎が新しくなると聞き、せっかくならこの日にしよう決めていた」と、笑顔で話しました。また、4月29日に春陽くんを出産し、この日に出生届を提出したお母さんの綾香さんは「子どもは3人目で初めての男の子。タイミングが重なったので、新庁舎開庁の日に出そうと決めたと、笑顔で語りました。



婚姻届第1号となった松田さん夫妻(左から2人目と3人目)



出生届第1号の野村春陽くんのご家族(左から2~4人目)

## 海開きを前に、 ビーチの安全を祈願

西原マリンパークの西原きらきらビーチの今シーズンの安全を願い、4月24日に安全祈願祭が実施されました。祈願祭



には施設のスタッフや関係者などが出席し、本格的な夏のシーズンに備えました。

西原マリンパークの指定管理を受託している(株)クリード沖縄の玉城芳信代表取締役は「関係各位の協力のもと、これまで大きな事故もなく運営に携わられた。これからも地域と支えあって運営を続けていきたい」と今年の抱負を語りました。上間明町長は「マリンタウン地域は、大型MICE施設の誘致を進めるなど、これからも活性化を図っていく。今年もにぎわいのある地域となしてほしい」と激励しました。

## “梅の香りうた遊び大会” 大いに盛りあがる

作曲家、新川嘉徳氏の代表作「梅の香り」を披露する「第12回梅の香りうた遊び大会」(「梅の香り」歌碑建立記念事業委員会・小那覇自治会主催)が、4月26日に小那覇児童公園で開催されました。このイベントは、字小那覇出身の新川嘉徳氏にちなんで、小那覇地域で「梅の香り」を保存、継承、発展させ、後世に歌い継ぐことを目的に毎年行われています。

今大会は県内外から36組の応募があり、選考された15組が出場。会場に建立されている「梅の香り」の歌碑の



大賞に輝いた東田さん(中央、花束を持った男性)と、出場者のみなさん

前に設置された特設ステージで、出場者は日ごろの練習の成果を披露しました。厳正な審査の結果、東田晃さん(埼玉県)が大賞に輝きました。



# 西原町役場新庁舎完成！ 落成式典を盛大に挙



西原町役場の新庁舎が完成したことを受け、新庁舎内のさわふじ未来ホールで4月26日に「西原町新庁舎落成式典」が行われました。式典には行政関係者や建設工事に携わった関係者など、およそ450名が出席。待望の新庁舎落成を祝いました。

式典では主催者を代表して上間明町長が「新庁舎はこれまで以上に町民の安心、安全な暮らしを支える拠点となる。交流と活力を創造する施設として末永く町民に愛されるよう、親しみやすい雰囲気を大切に、さらなる住民サービスの向上に努め、知恵を結集し、夢の扉を開いていく」とあいさつしました。引き続き儀間信子議長があいさつを、崎原盛秀副町長が建設工事の経過報告を行い、川上好久沖縄県副知事、尾澤卓思沖縄総合事務局次長が祝辞を述べました。

また、設計や施工に関わった業者、建設地の地権者のみなさん、さわふじ未来ホールの命名者の津波古愛さんに対し、上間町長から感謝状が贈呈されました。



式典に先立ち、喜納昌春沖縄県議会議長、川上好久沖縄県副知事、上間明町長、尾澤卓思沖縄総合事務局次長、儀間信子議長、新里米吉県議会議員によるテープカットを行いました。



施工業者を代表して感謝状を受け取った、金秀建設(株)の呉屋守孝代表取締役社長(左)。



さわふじ未来ホールの命名者、津波古愛さん(中央)は、家族と出席して喜びを分かち合いました。

## 西原町役場新庁舎見学会

4月26日と27日の2日間の日程で、西原町役場新庁舎の見学会が行われ、一般公開されました。見学会には2日で延べ約2,100名が来場。できたばかりの役場や議会の議場、さわふじ未来ホールなどを見学しました。



町役場1階を見学する来場者

## これからよろしく！西原町新庁舎開庁式

新庁舎での業務開始となった5月7日に、職員が参加して開庁式を行いました。全職員を代表して4月に新規採用された職員が決意宣言を行い、新庁舎でのますますの行政サービスの充実を誓いました。



<お詫びと訂正> 4月26日に開催した「西原町役場新庁舎落成式典」及び26日と27日に開催した「新庁舎見学会」で配布したパンフレットの18ページ下段中央の写真タイトルの「西原村役場」と本文の「村役場」の表記に誤りがありました。この当時は「村役場」ではなく「村役所」の名称でしたので、誤りをお詫び申し上げます。

# 西原町役場旧庁舎(字嘉手苅) 46年の歴史に幕を閉じる

昭和43年、小那覇交差点近くの字嘉手苅に西原村役所(当時)の庁舎が建設され、字与那城から移転しました。それから46年間、沖縄の祖国復帰や、村から町への移行など、さまざまな変化や時代の流れの中で、長年にわたって西原町のまちづくりの中核を担い、町の発展を支えてきました。時間の経過とともに、建物は老朽化が進行しました。さらに、まちの発展に伴って住民ニーズが多様化していくにつれ、行政サービスを提供する中核として、施設の狭隘化が大きな課題となっていました。

平成26年2月、西原町役場の新庁舎が新しく建てられ、5月に移転が完了。旧庁舎となった字嘉手苅の庁舎は、46年の長い歴史を終えました。



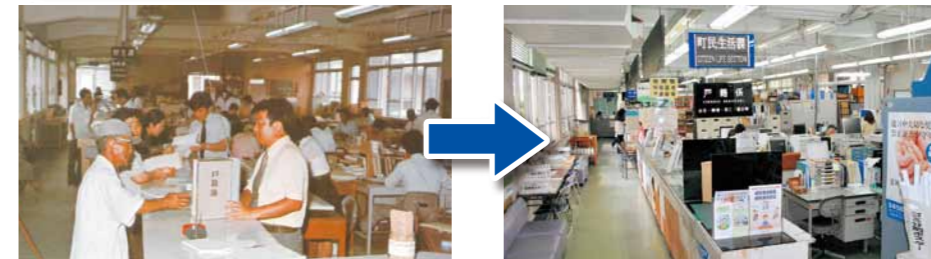
▲昭和49年ごろの村役場庁舎  
▲庁舎の玄関前には噴水があり、住民の憩いの場となっていました。



▲西原町役場旧庁舎(本庁舎)



▲福祉部のあった第5庁舎



▲昭和49年ごろの庁舎内(左)と現在の旧庁舎内(右)。住民に行政サービスを提供する庁舎も大きく変化しました。



▲西原町教育委員会庁舎

## 庁舎にありがとう！西原町役場閉庁式



新川崔吉元村長



昭和46年に、津花波から小那覇向けに撮られた写真です。西原村役所や製糖工場が確認できます。当時の説明では「農耕地の西原平野が一目でわかる場所」に建てられた先進的な建築物でした。

西原町役場旧庁舎の最後の業務日となった5月2日に、玄関前広場で閉庁式を行いました。式には、旧庁舎が建てられた際に村長として庁舎建設に尽力した新川崔吉さんが出席しました。新川さんは「場所を決めるのも資金繰りも大変だった。農協、郵便局が集まる便利な場所ということでここに建てた」と、当時の思い出を振り返り、「46年の長い間、歴代の村長、町長の尽力で、すばらしい西原町が築き上げられた。長い間で苦勞さん、ありがとう」と感謝を述べました。



# 平成26年度 町県民税の納付が今月から始まります。

## 町県民税(住民税)とは・・・

町県民税は、「地域社会における福祉・教育・まちづくりなどのさまざまな行政サービスを提供するための西原町を支える土台」になっている大切な税金です。納税通知書の内容をご確認の上、期限内の納付をお願いします。

## 町県民税の課税計算方法

町県民税は、下記の計算式により算出された合計額になります。

均等割 (一律5,000円)	非課税の方を除いて一律に【町民税3,000円】 【県民税1,000円】 が課税されます。 ※ただし、平成26年度から10年間は「復興特別税」として町民税・県民税にそれぞれ500円が加算されることとなっています。
所得割 (右記計算式)	$\text{所得割額} = \left\{ \left( \frac{\text{① 所得金額} - \text{② 所得控除額}}{\text{③ 課税標準額}} \right) \times \text{④ 税率} \right\} - \text{税額控除等}$

### ①所得金額

一般に収入金額から必要経費を差し引いて算出します。給与や公的年金の場合は、地方税法で定められた給与所得控除額、公的年金等控除額を差し引いて算出します。

### ②所得控除額

雑損控除、社会保険料控除、医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除等があります。

### ③税率

町民税	県民税	合計
6%	4%	10%

### ④税額控除等

配当控除、調整控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等があります。

### ○町県民税が課税される方

- ①平成26年1月1日現在、西原町に住所を有する方
- ②平成26年1月1日現在、西原町に事務所・事業所等を有する個人で町内に住所を有しない方については、均等割のみ課税されます。

### ○町県民税が課税されない方(非課税)

- ①生活保護法によって生活扶助を受けている方
- ②障がい者、未成年者、寡婦または寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の方
- ③前年中の所得金額が280,000円×(扶養人数+1人)+168,000円以下の方(被扶養者がいない場合は280,000円以下の方)

お問い合わせ 総務部税務課 町県民税係 ☎945-4729 (内線2301・2302)

## 町県民税(1期分)は6月30日(月)が納期限です

町税の納付は口座振替を利用すると便利です。みんなで納めて豊かな西原町を築きましょう。

- 町県民税は、前年の所得に対して課税される税です。
  - 延滞金の加算は、法定納期限内に納めた納税者との公平性を保つためのペナルティーです。
  - 滞納が続きますと、預金差押等滞納処分を行う場合があります。
- ※当初納付書と督促状等で同一期の税金を、重複払いするケースが発生しています。納付期限を過ぎて支払う際は注意しましょう。また、領収書等はまとめて控えてください。

### 平成26年度各町税目の納期限

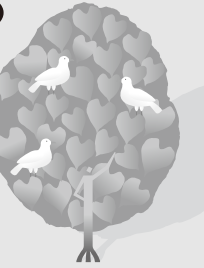
税目	納期	第一期	第二期	第三期	第四期
町県民税		6月30日	9月1日	10月31日	平成27年2月2日
固定資産税		4月30日	7月31日	12月25日	平成27年3月2日
軽自動車税		6月2日			

お問い合わせ 総務部税務課 徴収収納係 ☎945-4729

# 健康づくり推進員さん 募集中!

## ～健康づくり推進員とは?～

健康づくり推進員とは、行政と一緒に地域での健康づくりのリーダーとしての役割を担うボランティアです。推進員になるためには、養成講座に参加し、講習を受けることが必要です。具体的な活動としては、特定健診受診の呼びかけや、西原町が行っている健康づくり事業への参加・協力を予定しています。



【対象年齢】30歳から60歳代の健康な方。町内在住者で健康づくりや地域活動に関心のある方。

【受講期間】平成26年7月～10月(全8回) 予定

【募集期間】平成26年6月末日まで

【応募方法】電話または福祉部健康推進課の窓口まで直接ご応募ください。

【お問い合わせ】福祉部健康推進課保健予防係 ☎945-4791



# 女性のがん検診のお知らせ



平成26年度の乳がん・子宮がん検診が5月からスタートしています。検診は個別検診・集団検診のいずれかの方法で受診することができます。

- 個別検診は、下記の指定医療機関での実施となります。ご希望の医療機関へご自身で予約し、受診してください。
- 集団検診は6月18日(水)、27日(金)、7月7日(月)、23日(水)に、西原町役場内の保健センターで実施します。集団検診での乳がん検診をご希望の方(40歳以上)は、福祉部健康推進課の窓口で予約が必要です(電話での予約は受け付けていません)。各集団検診の定員は40名となっています。定員になり次第、予約受付を終了します。

※詳細は、4月に送付した『西原町の健診総合ガイド』をご覧ください。福祉部健康推進課までお問い合わせください。

※集団検診の待ち合い時間には、栄養体験コーナーもあります。ぜひ、ご覧ください。

## 平成26年度 女性がん個別検診実施医療機関一覧表 ※要電話予約

所在地	病院・医名	電話番号	乳がん	子宮がん	所在地	病院・医名	電話番号	乳がん	子宮がん
西原町	アドベンチストメディカルセンター	946-2844	●	●	那覇市	徳洲会新都心クリニック	860-0386	●	●
	儀間クリニック	946-6726	●	●		那覇市立病院	0120-784-155	●	●
中城村	ハートライフ病院	895-3255	●	●	八重瀬町	南部徳洲会病院	998-0309	●	●
	浦添総合病院健診センター	0120-861-109	●	●		あいしレディースクリニック	937-1111	●	●
浦添市	パークレーディースクリニック	873-1135	●	●	沖縄市	ちばなクリニック	939-1301	●	●
	Naoko女性クリニック	988-9811	●	●		中部徳洲会病院	937-1110	●	●
	赤嶺レディースクリニック	877-8839	●	●		中部協同病院	午後 938-8828	●	●
	東産婦人科クリニック	878-5212	●	●		仲宗根クリニック	933-8000	●	●
南風原町	Dr.久高のマンマ家クリニック	988-4141	●	●	美里	美里女性クリニック	929-3003	●	●
	沖繩県総合保健協会	889-6474	●	●		ゆいクリニック	939-3801	●	●
宜野湾市	愛知クリニック	892-3511	●	●	北谷町	中部地区医師会検診センター	936-8290	●	●
	いなぶくクリニック	890-5300	●	●		やびく産婦人科・小児科	936-6789	●	●
	宜野湾記念病院	893-2101	●	●	豊見城市	とよみ生協病院	850-9003	●	●
	当山産婦人科医院	897-5666	●	●		受診期間:平成27年3月31日まで			
	古堅ウィメンズクリニック	890-1600	●	●		受診の際は「受診券」と「保険証」が必要です。			
	森本産婦人科	892-4188	●	●					

「●印」が各医療機関で実施している検診内容となっています。乳がん、子宮がんのいずれかの検査のみを実施している医療機関もありますので、十分にご確認の上、予約を行ってください。

お問い合わせ 福祉部健康推進課 保健予防係 ☎945-4791



# マリントウンをキレイにしよう ちゅら島清掃活動



連日賑わいをみせているマリントウンの清掃活動を行います！

西原町では、平成14年度からマリントウン海岸線防波堤周辺や環境美化促進モデル地区の一斉清掃を実施しています。4月26日には西原マリパーク内のきらきらビーチが海開きをしており、今後も町内外から多数の方がマリントウンを訪れることが見込まれます。また大型MICE施設をマリントウン地区へ誘致する取組も、隣接する与那原町と連携して行っています。

たくさんの人をキレイな西原町で迎えるため、大型MICE施設の誘致実現のためにも、マリントウンあがりティータ公園、付近の海岸及び道路の清掃作業をしませんか？

- 日時 平成26年6月7日(土) 9:30～11:30
- 集合場所 あがりティータ公園
- 活動内容 マリントウンあがりティータ公園、付近の海岸及び道路の清掃・ごみ拾い等  
※ ごみ袋及び飲み物等は、総務部町民生活課で準備します。  
※ 雨天及び雷注意報が発令された場合、中止とさせていただきます。

お問い合わせ 総務部町民生活課 環境保全係 ☎945-5018

## 注意で防ごうハブ咬症！ ハブ対策は環境整備で！！

沖縄県には猛毒を持つハブが生息しており、年間100件前後の咬症被害が発生しています。西原町も例外ではなく、過去10年間に13件の咬症被害が発生しており、本町での平成25年度1年間のハブ捕獲数は54匹となっています。

これまでのハブ対策の推進により、近年、ハブ咬症による死亡者はほとんどなくなっていますが、いまだに住宅敷地内でのハブの目撃・咬症事故が多い等、県民の日常生活に多大な影響を及ぼしています。

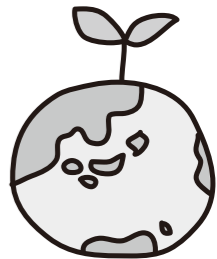
ハブ咬症を防ぐ身近な方法としては、ハブが生息・侵入しにくい環境整備をすることが重要になります。敷地内の草刈りや餌となるネズミの駆除等の環境整備を行い、ハブによる被害を未然に防止しましょう。

お問い合わせ 総務部町民生活課 環境保全係 ☎945-5018



〒901-1111 沖縄県南風原町兼城 577  
TEL 098-889-3679  
FAX 098-889-4282

## 6月は環境月間です！



6月は、6月5日の「環境の日」を中心とする「環境月間」です。そこで今回は、身近な環境に関する情報の提供と環境活動の紹介をします。

不法投棄および廃棄物の焼却禁止に違反した場合は、  
**5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金です！**



近年の廃棄物は、その量だけでなく質的にも処理、処分の困難なものが急増しています。このような状況を背景として、都市近郊である西原町ではごみの不法投棄・不法焼却が急激に増えています。これらを防止するため、町内パトロールなどを行っています。

### 不法投棄の予防策(例)

- 1 こまめに草を刈り、常に見通しのきくきれいな状態にしておく。
- 2 柵をする、土のうを積む、入口に鍵・鎖を設けるなど、進入されにくい環境を作る。
- 3 定期的に見回りするなど、常に土地の状況を把握しておく。

**自分の土地(財産)を守るのは所有者自身です。**

### 野外焼却(野焼き)の禁止について



廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、廃棄物の野外焼却(家庭での焼却を含む)、いわゆる野焼きは(一部許可を除き)禁止されており、野焼きをすると法律で罰せられます。

※※注意※※

地面に穴を掘っての焼却×、ドラム缶焼却×、ブロック積み焼却×  
これらは野焼きと同じです。付近住民の方への迷惑行為にあたり、有害物質発生の原因にもなります。野外焼却(野焼き)はやめましょう。

※ 農業、林業、漁業を営むためのやむを得ない焼却行為は例外として認められていますが、都市化が進み、焼却行為が発生するとすぐに苦情が発生する現状を踏まえ、本町では農家のみなさまには可能な限り焼却しないようにご協力をお願いします。

### 【参考】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2第3号(第1号～第2号は省略)  
何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。  
三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(政令)第14条第4号(第1号～3号および第5号は省略)  
四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

お問い合わせ 西原町役場 (環境全般)総務部町民生活課 環境保全係 ☎945-5018  
(農地)建設部産業課 農地農政係 ☎945-4540  
(道路・河川)建設部土木課 庶務係 ☎945-4415



# 貯水槽(水タンク)の管理について 定期的に点検・清掃を!



## ◎受水槽や高置水槽の管理は、建物の管理者(所有者)の責任です!

貯水槽水道(受水槽や高置水槽のある建物)を使用している場合、貯水槽以降の水質の管理は建物の所有者または管理者が行うことになっています。

安全でおいしい水道水を配水管から届けても、受水槽や高置水槽などの内部が不衛生では、安心して水道水を飲むことができません。管理が不適切な場合が見受けられますので、十分な衛生管理をお願いします。

貯水槽水道

タンク容量 → 簡易専用水道  
10m<sup>3</sup>を超える

- └ 水道法により清掃及び検査が義務付けられています。(下記管理基準参照)
- └ 検査、指導等は福祉保健所が行っているため、各種届出、報告です。

タンク容量 → 小規模貯水槽水道  
10m<sup>3</sup>以下

- └ 簡易専用水道に準じて管理するよう努めなければなりません。(西原町給水条例)
- └ 設置者と利用者が同一の戸建住宅(一般家庭)は管理基準の対象外ですが、適正な管理を心がけてください。

### 〔管理基準〕

1〔貯水槽の清掃〕	2〔貯水槽の点検〕	3〔水質検査の実施〕	4〔給水停止及び利用者への周知〕
1年以内に1回、定期的に貯水槽(タンク)の清掃を行い、清掃時に水槽内の破損や劣化の点検を行います。	有害物、汚水等に汚染されていないか、水槽内に異物の混入がないかなど、定期的に点検を行います。	1年以内に1回以上、定期的に水の色、濁り、臭い、味、残留塩素の有無に関する水質の検査を行います。	供給する水が人の健康を害するおそれがあると分かったときはただちに給水を停止し、その水を使用することが危険であることを関係者に周知してください。

※貯水槽清掃業、同水質検査業の登録業者については南部福祉保健所(☎889-6799)、または建設部上下水道課へお問い合わせください。

## ○第56回水道週間 平成26年度水道週間スローガン

# 「おいしいな だいじなお水 ごくごくり」

毎年6月1日から7日は「水道週間」です。水道利用者の理解と関心を深めるため、全国的に広報活動を中心としたさまざまな関連行事が催されます。本町でも下記記事を予定しています。

- ・節水パレード 6月2日 14:00 【西原町管工事協同組合との共催。車両による広報パレード】
- ・水道施設見学 6月2日・9日・16日、7月1日 【町立各小学校の4年生を対象に西原浄水場等を施設見学】

## 「安全でおいしい水道水推進運動実施中!」

お問い合わせ 建設部上下水道課 ☎945-4934

# 下水道接続工事の補助金(平成26年度)がスタートします 公共下水道接続促進事業補助金交付制度

敷地内の排水設備工事(浄化槽などから下水道への切替工事)に補助金を助成する制度が、平成25年7月から国の沖縄振興公共投資交付金を活用して始まりました。

この制度を広く町民のみなさまに活用していただき、きれいな海や川を守り、快適な生活環境の向上を図るために、公共下水道への早めの接続をお願いします。

なお、下表に記載されている建物が補助金の助成対象です。詳しい内容は町のホームページをご覧ください。なお、建設部上下水道課へお問い合わせください。(補助金申請の受付は6月20日からを予定しています。)

合併処理浄化槽を設置している建物	単独処理浄化槽または汲み取り式便所を設置している建物
工事費が5万円以上の場合…5万円	工事費が10万円以上の場合…10万円
工事費が5万円未満の場合…工事にかかった金額	工事費が10万円未満の場合…工事にかかった金額

※新築建物の工事は除きます。

※補助対象は公共下水道に接続可能になった年から翌々年の12月末日

「最後の開庁日」までに申請したものが対象。平成25年以前に接続可能になった区域は、平成27年12月28日までに申請したもの。

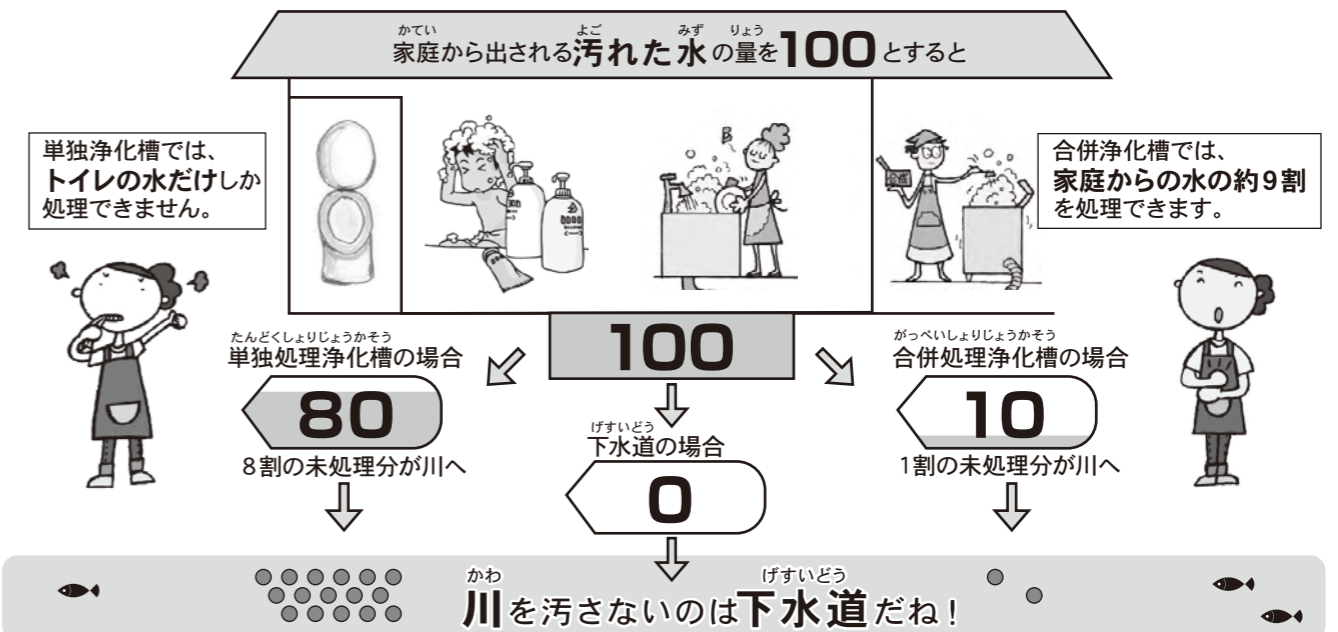
※申請は補助要綱の条件に合うもので、各年度の申込は、12月末日(最後の開庁日)までとなっています。なお、詳しい内容については建設部上下水道課へお問い合わせください。

お問い合わせ 建設部上下水道課 下水道係 ☎945-4934

# 下水道に接続しよう

下水道は、家庭から出た生活排水をもとのきれいな水にしてくれます。

西原浄化センターの完成に伴い、一部の地域で下水道が使用できるようになっています。今後、年次ごとに整備を進め、供用開始区域を増やしていきます。お住まいの地域が下水道処理区域になりましたら、きれいな川を取り戻すため、早めに下水道への接続を行いましょ。



お問い合わせ 建設部上下水道課 下水道係 ☎945-4934



## 平成26年10月1日から証明書発行等の手数料が改定されます。

西原町では行政サービスの向上を図るため、各種証明書等の発行を迅速化する電算システム導入や改ざん防止用紙の購入などを行ってきました。しかし、これまで20年余にわたって据え置かれている現行手数料では、経費を賄えない状況となっています。そのため、財源の確保と町の財政基盤の強化を目的として、以下のとおり各種証明書の発行等に関して、手数料の額が変わります。町民のみなさまのご理解とご協力をお願いします。

証明書等の種類	現行手数料	新手数料	担当課
印鑑登録に係る手数料	300円	400円	総務部町民生活課 ☎945-5012
印鑑登録証明、住民票の写し、住民票記載事項証明、戸籍の附票の写し、身分証明書、公簿、公文書等の閲覧に係る手数料	200円	300円	
所得証明、納税証明、課税証明、営業証明、扶養証明、資産証明、評価証明、課税台帳の写し、宅地課税証明、建物滅失証明、公課証明、地籍併合図の写し、台帳閲覧に係る手数料	200円	300円	総務部税務課 ☎945-4729
契約、補助金、交付金等に関する証明に係る手数料	200円	300円	関係各課
国保税納付証明、後期高齢者医療保険料納付証明に係る手数料	200円	300円	福祉部健康推進課 ☎945-4791
介護保険料納付証明に係る手数料	200円	300円	福祉部介護支援課 ☎945-5013
その他の証明に係る手数料	200円	300円	関係各課

## 都市計画法第34条第11号区域追加指定の告示について(住宅緩和区域の拡大)

平成26年5月2日付沖繩県告示第300号により、都市計画法第34条第11号区域(自己用住宅の立地緩和区域)が追加指定されました。区域の図面については、建設部都市整備課で閲覧可能となっています。

### 【都市計画法第34条第11号区域(自己用住宅の立地緩和区域)とは】

市街化調整区域において、自己用住宅に限り、許可要件が緩和される区域のことです。平成16年6月29日付沖繩県告示第508号によって、当初の緩和区域指定が行われています。今回2度目の見直し作業があり、緩和区域拡大に伴う追加指定となっています。

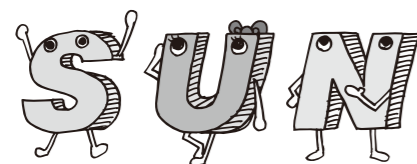
### 【主な許可要件】

- ① 自己の居住の用に供する住宅を所有していない者が行う開発行為等であること
- ② 開発行為を行おうとする土地が当該区域内に存していること
- ③ 予定建築物の用途が自己の居住の用に供する一戸建ての住宅(建築基準法別表第2(イ)項第2号に掲げるものを含む)であること
- ④ 予定建築物の敷地面積が150㎡以上であること

### 【指定区域】

平成16年6月29日当初 (幸地、翁長、呉屋、津花波、小波津、安室、桃原)の一部  
平成25年4月23日追加 (池田、兼久、津花波、呉屋、上原、翁長)の一部  
平成26年5月2日追加 (翁長、棚原)の一部

お問い合わせ 建設部都市整備課 ☎945-4496



情報力! 創造力! 技術力!  
3つの力で新時代を開くサン印刷におまかせください!

チラシやカタログ、パンフレットやポスター、案内状や名刺などあらゆる印刷物をお客様とのきめ細かいコミュニケーションを基本に企画・提案・製作・印刷に至るまでトータルでお引き受けいたします。

有限会社サン印刷 TEL098-889-3679

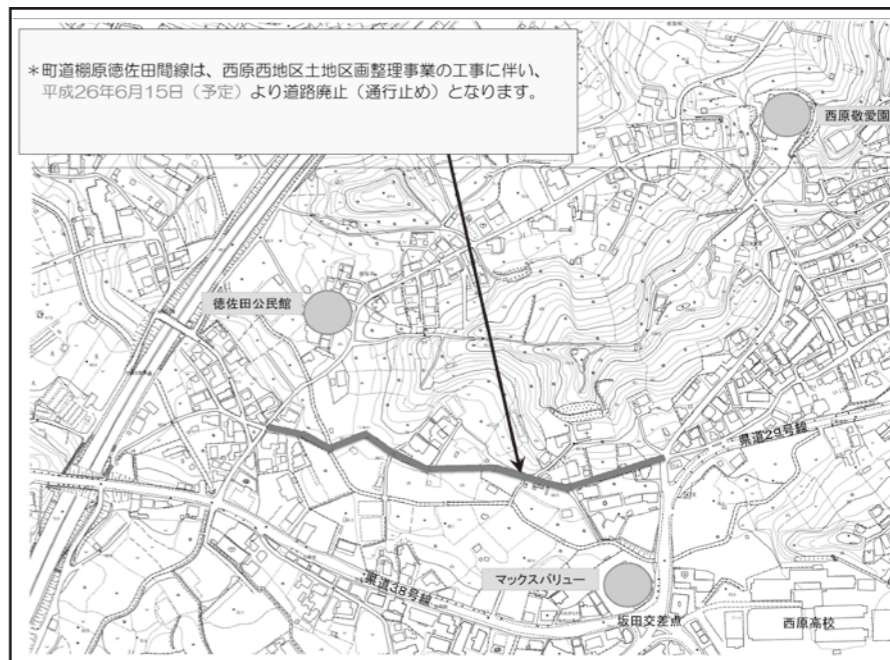
## 町道棚原徳佐田線の道路廃止(通行止め)について

町道棚原徳佐田線は、西原西地区土地区画整理事業のため、道路廃止(通行止め)となります。

これまで利用していたみなさまにはご不便をおかけするかと思いますが、事業へのご理解と迂回のご協力をよろしくお願いいたします。

### 実施日

平成26年6月15日(日)



\*町道棚原徳佐田線は、西原西地区土地区画整理事業の工事に伴い、平成26年6月15日(予定)より道路廃止(通行止め)となります。

町道棚原徳佐田線の道路廃止地図

お問い合わせ 建設部都市整備課 区画整理係 ☎945-5041



## 狂犬病予防注射のお知らせ

4月から計2回に分けて実施してきました平成26年度狂犬病予防集合注射ですが、残すところ6月22日(日)実施分で最後となります。愛犬家のみなさまで、愛犬にまだ狂犬病の予防注射を受けさせていない方は、この機会にぜひ受けてください。また、最近犬を飼い始めたという方で、まだ登録をされていない方は、狂犬病の注射と一緒に登録も受け付けていますので、併せてお手続きください。

登録と狂犬病予防注射は、飼主の義務です。大切な家族の一員である愛犬の健康と生命を守るためにも、きちんと登録し、狂犬病予防注射を受けさせましょう。



年 月 日	場 所	受付時間
平成26年6月22日(日)	西原町中央公民館駐車場	西原町中央公民館駐車場 9時~12時 13時~16時 (12時~13時は、昼休みのため受け付けません。)

料 金	・予防注射	3,200円(注射済票のみの方は 550円)
	・新規登録	3,000円(鑑札票再交付の方は1,600円)
注 意 項	①登録している方は、予防注射のみの料金となります。また、平成26年4月1日以降にすでに予防注射を受けている場合は、注射済票のみの料金となります。	
	②注射会場へは、送付されたハガキをご持参ください。	
	③おつりのないようにご協力をお願いします。	

お問い合わせ 西原町役場 総務部町民生活課 環境保全係 ☎945-5018





**就学前の幼児や在学中の児童生徒の就学相談について**

平成27年4月に小学1年生となるお子さんで、障がいや発達の違いについて悩みや心配がある場合、今在園している幼稚園や保育園、教育委員会と相談をお受けしています。ぜひ、6月中にご相談ください。保護者からお子さんについての話を伺いながら、お子さんの状況に応じて、学校関係者や学識経験者等の専門的な知識のある委員の意見を基に、相談を進めます。詳しくは、西原町ホームページをご覧ください。

【問合せ】教育部教育総務課  
☎94513655 (内線2204)

**6月は西原町男女共同参画月間です**

西原町では、西原町男女共同参画条例で毎年6月を男女共同参画月間と定め、行事等を通して条例や男女共同参画について知ってもらうことで、男女共同参画社会の実現を目指しています。

- パネル展示
- 【日時】6月24日(火)～29日(日)
- 【場所】西原町町民交流センター町民広場(西原町役場新庁舎内)
- 【問合せ】総務部企画財政課男女共同参画係  
☎94515340

**住民票の広域交付や、住基カード、公的個人認証の交付等の停止について**

左記の日程で、住基ネット機器点検作業のため、機器が停止します。そのため、住民票の広域交付や住基カード、公的個人認証の交付ができませんのでご了承ください。なお、詳しいことについては総務部町民生活課までお問い合わせください。

【停止日】6月18日(水)終日  
【問合せ】総務部町民生活課 住民係  
☎94515012

**新規就農者育成農場の農作業受委託者募集について**

(株)農業生産法人西原ファームから、新規就農者育成農場の農作業受委託者を募集します。新しく農業をやってみたい方、西原ファームで農作業を体験してみませんか。西原町の下限面積は9百坪ですがもつと小規模から農業を始められます。

【法人説明】(株)農業生産法人西原ファームとは、耕作放棄地解消のための農地集積法人です。  
【募集対象者】広く募集しますが希望者多数の場合は西原町在住の方を優先します。  
【農作業受委託制度】1か月程度の研修期間を経てから最適な農場を確定

本的な知識・技能を習得します。  
【日時】7月14日(月)～30日(水)計11日間(土日、祝日を除く)13時～17時  
【場所】沖縄市農研センター  
【対象者】ハローワークに求職登録した55歳以上の就職希望者  
【受講料】無料  
【定員】20名  
【問合せ・申込み】  
【公社】沖縄県シルバー人材センター連合(公社)西原町シルバー人材センター  
☎94411699

**あなたの会社、育児や介護をしながら働き続けることができますか？**

育児・介護休業法では、職業生活と

家庭生活の両立を図るため、1歳までの子を養育する男女労働者が育児休業を取得できることや、介護休業者の看護休暇等を事業主に申し出ることにより取得できることを労働者の権利として規定しています。また、子育てや介護のために利用できる短時間勤務の措置を講ずることを事業主に義務付けています。  
雇用均等室では、育児・介護休業法が遵守されるよう、事業主に申し指導を行うとともに、労働者と事業主の間の紛争を迅速に解決するため、労働局長による紛争解決援助及び両立支援調定会議による調停を行っています。  
※相談や紛争解決援助、調停は無料で利用できます。

【問合せ】沖縄労働局雇用均等室  
☎86814380

**町内相談機関**  
～悩みを抱え込まず、お気軽にご相談ください～

**総合相談** 日常生活のあらゆる相談に乗ります。曜日ごとに専門の相談員が対応しますので、お気軽にご連絡ください。  
※匿名での相談も可。電話相談にも応じています。また、時間外は留守番電話またはFAXで受け付けます。予約優先  
時間/10時～16時(12時～13時を除く)  
月/福祉相談【宮良律子】…生活のための手段や生活費に関する相談  
火/障害福祉なんでも相談【儀間優子】…障害のある方や、発達に気になる方、その家族などが抱える悩み・困りごとに関する相談  
水/法律相談【垣花豊順(弁護士)】…法律に関するあらゆる相談  
※相談時間：13時～16時  
木/消費生活相談【大城恵美】…衣食住に係るすべての契約や多重債務等に関する相談  
問合せ 西原町社会福祉センター内  
総合相談所 ☎835-8822 または 945-3651 FAX946-6777

**なんでも相談(窓口相談)** 生活に関わること、どこに相談したらいいかわからないことなど、どんな悩みでも相談を受けます。  
相談日時 毎月第1・第3火曜日(相談日が祝日の場合は翌週)10時～16時(12時～13時を除く)

場所 西原町役場  
相談員 上木律子  
問合せ 総務部企画財政課 ☎945-5340

**教育相談** 不登校の児童・生徒や保護者への支援や助言を行います。  
相談日時 月～金曜 8時30分～17時15分(12時～13時を除く)  
相談員 与那嶺 力、佐久川 弥生、宮城 直子、小波 津米子  
問合せ 教育相談室(西原町中央公民館内) ☎944-3603  
※平成26年4月から西原町中央公民館に移転しました。

**行政相談** 国などの行政機関に対する苦情や要望に関する相談  
相談日時 基本は随時。ただし、第4火曜日は巡回相談を西原町役場で開設【10時～16時(12時～13時を除く)】  
相談員 行政相談委員 大城 恵子 ☎946-6404  
問合せ 総務部企画財政課 ☎945-5340

**人権相談** 近所とのトラブル、家庭内のもめごと、いじめ、離婚、DVなどによる人権に関する相談  
要電話受付  
相談日時 随時  
相談員 知花正、富真 信子、仲宗根 好美、與那嶺 等、伊礼 礼子、崎原 瑞江  
問合せ 総務部総務課 ☎945-5011

**法律相談** 弁護士による法律に関する相談 ※要事前予約  
法律相談 弁護士による法律に関する相談  
相談日時 第3火曜日 14時～17時 30分  
場所 西原町役場  
相談員 弁護士 永吉 盛元  
問合せ 総務部総務課 ☎945-5011

**精神障害者相談** 精神的な悩みに関する相談  
相談日時 月・火・木・金：9時～12時、14時～18時/水・土：9時～12時  
相談員 医師 城間 政州  
問合せ 城間 医院 ☎945-4551

**地域包括支援センター** 高齢者やそのご家族などからの介護や保健、福祉に関する相談  
相談日時 随時  
相談員 玉城、与那嶺、新垣  
問合せ 西原敬愛園内 西原町地域包括支援センター ☎882-0117

【問合せ】(株)農業生産法人 西原ファーム  
☎94514540

**「人権なんでも相談所開設」のお知らせ**

近所とのトラブル、家庭内のもめごと、いじめ、離婚、DVなど、あなたの悩みに人権擁護委員が無料で相談に応じます。一人で悩まず相談してみませんか。

【日時】6月6日(金)10時～16時  
【場所】西原町役場3階会議室④  
【相談員】人権擁護委員  
※予約不要、相談は無料で秘密は固く守られます。  
【問合せ】総務部総務課  
☎94515011(内線3203)



**第11回西原町ソフトテニス大会(一般の部)の開催について**

【日時】6月15日(日)9時8時30分受付  
【会場】西原町民テニスコート  
【競技種目】経験者男子・経験者女子・初心者男子・初心者女子  
【参加資格】西原町に本籍または現住

**春の行政相談のお知らせ**

総務大臣に委嘱された行政相談委員が相談に応じます。相談は無料・秘密厳守です。  
【相談内容】医療保険、年金、福祉、雇用保険、戸籍、道路、環境衛生、登記など  
【国民と行政を結ぶホットライン】行政苦情110番 ☎8671100  
○巡回相談  
【日時】6月24日(火)  
10時～16時(昼休み除く)  
【場所】西原町役場3階会議室⑥  
【問合せ】総務部企画財政課  
☎94515340

所を有する者  
※ペアの一人が右記の要件を満たしていれば可。高校生の参加は不可。  
【参加料】1ペア1,000円  
【申込締】6月11日(水)17時  
【申込先】西原町体育協会事務局  
☎94518095

**西原町シルバー人材センター 会員募集**

【会員になるには】  
西原町内に居住する健康で働く意欲のある、おおむね60歳以上の方であれば会員に入会できます。  
【入会説明会】  
毎月第4金曜日(祝日の場合は前日に実施)14時、シルバー人材センター事務局で入会希望者への説明会を行っています。

【仕事の内容について】  
大工・左官・溶接の技能分野の職種を始め、除草・屋内外清掃・施設管理等の仕事をしています。  
【講習会について】  
西原町シルバー人材センターでは、草刈講習会や剪定講習会、技能講習会など独自の講習会も開催しています。詳しいことは、お気軽にお問い合わせください。

【問合せ】(公社)西原町シルバー人材センター  
☎94411699

**高齢者の雇用・就業を促進するための講習会のご案内**

～清掃スタッフ講習のご案内～  
【講習内容】屋内清掃作業における基

**愛の贈りもの**

■西原町人財育成会へ、寄附をいただきました。暖かい心遣いに、深く感謝申し上げます。  
♥西原町建設協力会(宮里佳奇会長より)20万円の寄附をいただきました。  
♥波照間ミサ子より、10万円の寄附をいただきました。  
♥西原町電設会(塩川實隆会長より)20万円の寄附をいただきました。  
■(有)介護福祉館(大城ゆう代表取締役)より、車椅子2台の寄贈がありました。西原町役場(新庁舎)で使用しています。



**相続 遺言 後見人 借金** など 司法書士にご相談ください

〈業務内容〉  
不動産登記、会社設立・登記、分筆、裁判手続  
相続、遺言、後見人、借金問題などの法律相談

**きゃん 司法書士事務所**  
土地家屋調査士  
☎882-8177 ☎0120-36-7930 営業時間 平日 AM9:00～PM6:00

完全個室の相談ブース完備。  
お気軽にご相談ください(要予約)  
※借金問題は初回相談無料です

与那原町字東浜 23番地 2  
代表司法書士 喜屋 武力

**広報にしはら 広告募集!**

●広告サイズはヨコ180mm×タテ45mm  
【お問い合わせ】(有)サン印刷 ☎098-889-3679





# 生涯学習だより

生涯学習課 Tel.098-945-5036  
 中央公民館 Tel.098-945-3657  
 町民体育館 Tel.098-945-8095  
 坂田児童館 Tel.098-944-6308  
 西原児童館 Tel.098-945-4393  
 西原東児童館 Tel.098-944-0976

第218号

平成26年6月1日

## 第4回西原町文教のまちガイド養成講座 開講のお知らせ



文化財ガイドとして、町民をはじめ来町者や地域学習をする子どもたちに町の歴史や文化、文化財などを案内してくれる方を募集します。西原の歴史文化を学んでガイドをしてみませんか。

1	7/19(土)	開講式 / 町概要	13:00~15:00	町立図書館
2	7/27(日)	西原の歴史	13:00~15:00	町立図書館
3	8/ 2(土)	西原の考古	13:00~15:00	町立図書館
4	8/16(土)	西原の民俗	13:00~15:00	町立図書館
5	8/23(土)	西原の戦争	13:00~15:00	
6	8/30(土)	フィールドワーク	9:00~11:00	屋外
7	9/ 6(土)	ガイドの実践		屋外

【対象者】受講後、ニシバル歴史の会に入会し、文化財ガイドとして活動していただける方。町内外、老若男女は問いません。

【募集期間】6月9日(月)~7月15日(火) 【定員】20名

【申込み/問合せ】教育部生涯学習課文化振興係(村山)098-944-4998 (9:00~17:00)

## 中央公民館講座受講生募集! 子どもしまくとっば講座

### 日時

6月14日(土)~  
8月23日(土)  
毎週土曜日  
全10回  
14:00~16:00

### 対象

小学生20人



わらべ歌・手遊び・  
民謡や生活の中から  
しまくとっばを楽しく  
学びます。

### 〈プログラム〉

6月14日(土) しまくとっばって何?  
6月21日(土) わらべ歌と手遊び  
6月28日(土) 生活の中のしまくとっばを使ってみよう  
7月 5日(土) 生活の中のしまくとっばを使ってみよう  
7月12日(土) 聞いてみよう「よもやま話し」  
7月19日(土) 内閣御殿を学ぼう  
7月26日(土) 祖父母と一緒に遊ぼう  
8月 2日(土) しまくとっばで話そう  
8月16日(土) 三板(さんば)と民謡からしまくとっばを学ぼう  
8月23日(土) しまくとっばで発表しよう

申込みは  
西原町中央公民館へ



## 中央公民館からのお知らせ

夏休み子ども講座が始まります。定員に達しだい締め切ります。

申込期間:6月20日(金)~7月18日(金)

**KID'Sえいご講座** 7月22日(火)~  
8月21日(木)  
毎週火・木 全10回小学生対象  
1年~3年生 10:00~11:00(募集30人)  
4年~6年生 11:00~12:00(募集20人)

**HIP HOPダンス** 7月22日(火)~  
8月21日(木)  
毎週火・木 全10回小学生~中学生対象  
小学生 14:00~15:00(募集20人)  
中学生 15:00~16:00(募集20人)

申込み・問合せ:西原町中央公民館 ☎945-3657

## 町民体育館からのお知らせ

### 西原町体育協会よりお知らせ

4月14日に平成26年度西原町体育協会評議員会が開かれ、9年間にわたって西原町体育協会会長を務めた泉川利夫氏の退任に伴い、新会長に前副会長の呉屋博之氏が選任されました。また呉屋会長の後任として新副会長には、真栄城哲氏が選任されました。この2年間、下記の体制で頑張っていくので宜しくお願いします。

役職名	氏名	任期
会長	呉屋 博之	H26.4.14~H28.3.31
副会長	小橋川 明	H26.4.14~H28.3.31
副会長	真栄城 哲	H26.4.14~H28.3.31
理事長	新垣 洋子	H26.4.14~H28.3.31
事務局長	呉屋 寛文	H26.4.14~H28.3.31

坂田児童館(☎:098-944-6308)	西原児童館(☎:098-945-4393)	西原東児童館(☎:098-944-0976)
※7日(土)は館内消毒のため閉館します。 ★父の日制作 12日(木)~14日(土) 材料代50円 要申込み ★親子体操 18日(水)10:30~11:30 乳幼児の親子対象 ★友だちつくろうカレー会 21日(土)10時~12時 詳しくは児童館へ	★父の日制作 12日(木)~14日(土) 15:30~16:30 ★草かり会 28日(土)10:30~11:30	★子ども映画会 7日(土) 14:00~16:00 ★父の日制作 12日(木)~14日(土) ★平和公演 大型紙芝居 『さわふじの木の下で』 18日(水)10:00~ 西原東幼稚園

# と しょ かん 図書館 だより

第116号 西原町立図書館  
 TEL.944-4996 FAX.944-4997  
 http://library.town.nishihara.okinawa.jp/  
 Eメール library@town.nishihara.okinawa.jp



## 西原町立図書館カレンダー 平成26年6月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

### 開館日

【火~金】午前10時~午後7時  
 【土・日】午前10時~午後5時

### 休館日

・定期休館日 (毎週月曜日)  
 ・館内整理日 (第3木曜日)

印の日は休館です。  
 印の日は館内整理日のため休館です(毎月第3木曜日)

### 平成26年4月の統計

開館日数	24日
貸出点数	16,759点
1日平均貸出点数	699点



## 平和資料展

◇日時:6月12日(木)~29日(日)

◇場所:西原町立図書館 1階閲覧室

◇内容:戦争記録や平和に関する資料を展示

①戦争体験証言集 ②戦争写真集 ③戦争関連文学 ④戦争、平和関連、視聴覚資料

## 開館10周年記念 平和講演会

開催日時:6月14日(土) 14:00~15:30

開催場所:西原町立図書館 2階集会室

講師:崎原 真弓氏 (スーパーガイド・おもてなしアドバイザー)

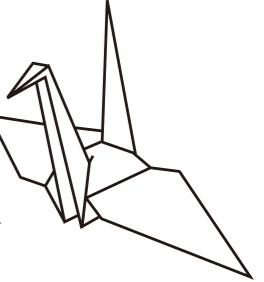
(講師紹介)沖縄県久米島町出身。バスツアーのガイド、講演会、ライブ活動などを行う。客層に合わせた独自の演出で幅広く沖縄の心を伝え、聞く人、見る人に元気と癒しを与え、泣き・笑い・感動の時間を共に紡いでいく。

タイトル:『命どう宝』

参加申込:要事前申込。申込みは6月5日(木)から、図書館カウンターまたは電話で受け付けます。

人数:100人(入場無料)

対象:小学生~大人



## “サッカー”ワールドカップ展

「2014FIFAワールドカップ・ブラジル大会」が6月13日から7月14日の日程で、32か国が出場し、ブラジル各都市で開催されます。それにちなみ、西原町立図書館ではサッカーに関する書籍を展示し、サッカーの魅力、おもしろさを図書館利用者みなさんにお届けしたいと考えています。それと並行してテレビ中継も楽しめば、サッカーの醍醐味も倍増するかと思います。どうぞ、ご観覧ください。

開催日時:6月12日(木)~

開催場所:西原町立図書館 閲覧室



### 定期行事 (※変更になる場合もございます。ご了承ください。)

紙芝居 (毎月第1、第3土曜日)	日時:6月7日、21日(土)11:00	おはなしのへや
お話し会 (毎月第2、第4日曜日)	日時:6月8日、22日(日)15:00	
えいごDEあそぼう! (毎月第2日曜日)	日時:6月8日(日)11:00	2階集会室
上映会 (毎月第3日曜日)	日時:6月15日(日)11:00 上映作品 『いわたくんちのおばあちゃん』	